

液化石油ガス法令の改正について

不透明で高いと指摘されているLPガスの料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化するため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」が改正（令和6年4月2日公布）されました。その中のひとつ、「三部料金制の徹底」について紹介します。

三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）※令和7年4月2日施行

①三部料金制



ガス料金 = 基本料金 + 従量料金 + 設備料金

基本料金	ガスメーターや容器などの供給設備や保安点検にかかる固定費用
従量料金	ガスの使用量に応じて発生する費用
設備料金	配管など、LPガスを消費するための設備にかかる費用

②設備費用のLPガス料金への計上禁止（ガス消費とは関係ないエアコン等）

③賃貸住宅向けLPガス料金は、ガス機器等の消費設備費用の計上禁止

例

LPガス検針票・請求書 〇〇 〇〇様	
基本料金	△△△△円
従量料金	0.1～5m ³ □□円
	5.1～10m ³ □□円
設備料金	該当なし

かつては基本料金と従量料金の二部料金制で、様々な設備費用を上乗せして回収されるケースがあり、消費者には内訳が分かりにくい状態でした。しかし、このように**設備料金**の項目を設け、外出し表示することが義務付けられました。設備料金が発生しない場合でも「該当なし」、もしくは「0円」と記載する必要があります。

◆賃貸住宅への入居を検討している方は、契約締結の前に、まずは不動産管理会社等に、LPガス料金の内訳について確認しましょう。

◆持ち家にお住まいの方も、ガス供給契約書とは別に、設備料金の支払いに関する契約書があるかを事前に確認しましょう。

不安に思うことがあれば、消費生活センターに相談してください。

まずはお電話ください☎

0567-23-0150

海部地域消費生活センター

対 象：海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時：月曜から金曜 9:00～16:30

（国民の休日と12月29日～1月3日を除く）

住 所：津島市西柳原町1丁目14番地（愛知県海部総合庁舎1階）